

- 対象：小学校4～6年生
- 時期：7月下旬～8月上旬 2泊3日
- 募集：5月～6月に申込書を学校で配布

青少年問題協議会（青少協）地区委員会

問児童青少年課 ☎60-1853

青少年の健全育成を図るために市立小学校の学区域ごとに12の「地区委員会」が設置されています。青少年を地域全体で見守り、育みながら、青少年が地域社会に溶け込み、活躍できるよう取り組んでいます。

また、地域の特性を踏まえた様々な取り組みを積極的に行ってています。

●主な活動／むさしのジャンボリー、地域運動会、美化運動、どんど焼き、子どもを守る家活動、CAPワークショップ

土曜学校

- 対象：小・中学生（市内在住・在学）

学校の授業ではできない体験や活動をする「土曜学校」を実施しています。

（主な講座・教室例）

問武蔵野プレイス ☎30-1901

読む！聴く！伝える！ことば探検隊、五大学連携講座

問野外活動センター ☎54-4540

森林体験教室

問生涯学習スポーツ課 ☎60-1902

サイエンスクラブ、ピタゴラスクラブ、ピタゴラスクラブⅡ、おかねの教室

問武蔵野総合体育馆 ☎56-2200

ドッジボール教室、水球教室等



子ども

地域子ども館あそべえ

問児童青少年課 ☎60-1985

あそべえは、小学生の放課後の居場所の一つとなるよう、学校施設等を利用し、「教室開放」「校庭開放」「図書室開放」を実施しています。登録制で、自由来所・降所が特徴です。専任のスタッフが常駐し、放課後に児童が安心・安全に過ごせるよう見守りを行っています。

- 対象：開設小学校の在籍児童とその学区等に住む小学生（私立・国立等）です。（登録制）

- 休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他学校行事等により臨時休業があります。

■教室開放

- 開放時間：平日／午後1時～午後5時
土曜日・長期休業中／午前9時～午後5時

- 休館日：日曜日、祝日、12月29日～1月3日
その他臨時の休みがあります。

■校庭開放

- 開放時間：平日／始業前1時間と放課後午後5時まで
(土・日曜日、長期休業中は学校により異なる)

※冬季期間は午後4時30分まで

■図書室開放

- 利用方法等は各あそべえへ
●開放時間：水曜日／放課後～午後5時
土曜日／午前9時～午後5時
(但し、正午～午後1時を除く)
長期休業中／水・土曜日の午後1時～
午後5時

プレーパーク

問児童青少年課 ☎60-1853

問NPO法人プレーパークむさしの ☎26-9317
プレーパークでは、普通の公園では出来ないような水遊びや泥遊び・木登り等自然を利用した遊びや、工具を使った工作・ベーゴマ等の昔遊び等、自由な発想で様々な遊びに挑戦できます。遊び場を常時スタッフが見守ります。

※内容は令和6年1月1日現在のものです。

■境冒険遊び場公園（ののプレ）

- 場所：境冒険遊び場公園（境3-20）
- 時間：金曜日から日曜日の午前10時～午後5時
- 休園日：（月～木曜日および8月13日～15日、12月28日～1月4日）※休園日の午前9時～午後5時の時間は一般の公園として開放しています。

■大野田公園プレーパーク（でんプレ）

- 場所：大野田公園（吉祥寺北町4-11）
- 時間：月4回程度 午前11時～午後5時
※開催日時は市報や市ホームページ等でご覧ください。
※開催時間外は通常の公園として開放しています。

■松籟（しょうらい）公園プレーパーク（しょうプレ）

- 場所：松籟公園（吉祥寺東町4-3）
- 時間：月4回程度 正午～午後6時
※開催日時は市報や市ホームページ等でご覧ください。
※開催時間外は通常の公園として開放しています。

武蔵野プレイス青少年フロア

問武蔵野プレイス ☎30-1902

武蔵野プレイスのB2（地下2階）は、中高生世代を中心とする青少年の「居場所」として、様々な交流や活動、情報交換を支援し、青少年の社会生活の充実を図ることを目的としたフロアです。

青少年の利用を想定したサウンドスタジオやパフォーマンススタジオ等の施設があるほか、フロアにはスタッフが常駐し、青少年の多様な活動を支援します。

- 開館時間：午前9時30分～午後10時

- 休館日：水曜日（祝日と重なる場合は開館し、翌平日休館）、年末年始、図書特別整理日



後期高齢者医療 → 94ページへ

国民年金 → 95・96ページへ

■高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」

問高齢者支援課 ☎60-1940

介護保険や高齢者の方々へのサービス、医療、生きがい活動等をまとめた高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」を、市役所、市政センター、各在宅介護・地域包括支援センターで配布しています。



介護保険制度

■介護サービスの利用には認定申請等が必要

介護保険制度でサービスを受けるためには、市（保険者）が行う要介護（要支援）認定または総合事業対象者の確認を受けなければなりません。認定または確認の申請をしていただくと、市職員や在宅介護・地域包括支援センターの職員等が訪問し、調査をいたします。

■サービスを受けられる方

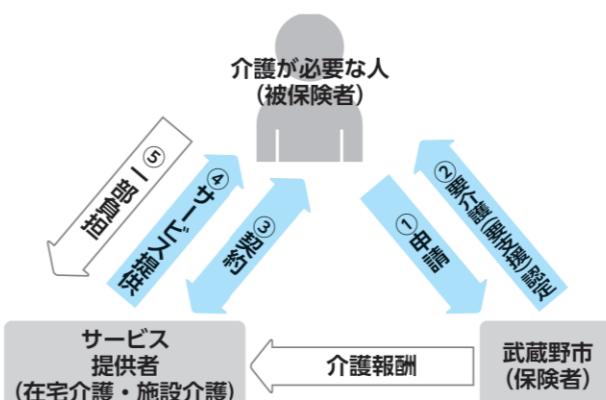
●第1号被保険者（65歳以上の方）

市が行う要介護（要支援）認定により、要介護（要支援）状態にある、またはそのおそれがあると認定された方

●第2号被保険者（40歳～64歳の医療保険加入者）

市が行う要介護（要支援）認定により、加齢に伴う病気（16種類の特定疾病）によって要介護（要支援）状態にある、またはそのおそれがあると認定された方

制度の概要



■介護サービスのしくみ

介護保険制度は、40歳以上の方が保険料を支払い、介護が必要になったときに、サービスを利用するという社会保険制度です。

サービス利用時には、保険者である武蔵野市に申請し【上図①】、要介護（要支援）認定を受けた【上図②】後、サービス提供事業者を自由に選択して「契約」を交わし【上図③】、サービスを利用し【上図④】、原則として利用したサービス費用の1～3割を負担することになります【上図⑤】。

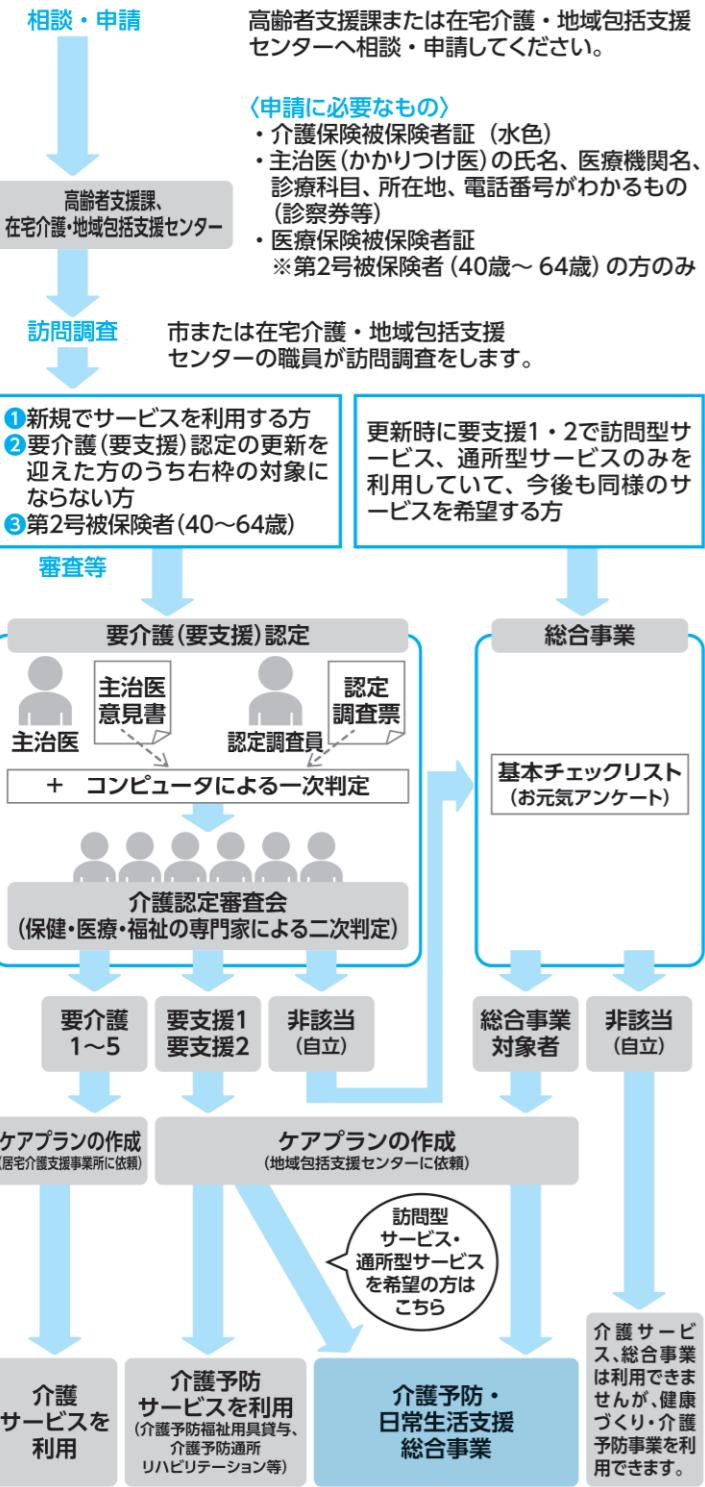
介護サービスの給付費用は原則として保険料(50%)と公費(50%)によりまかなわれます。

【16種類の特定疾病】

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| 1. がん（※） | 2. 関節リウマチ |
| 3. 筋萎縮性側索硬化症 | 4. 後縦靭帯骨化症 |
| 5. 骨折を伴う骨粗しょう症 | |
| 6. 初老期における認知症 | |
| 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | |
| 8. 脊髄小脳変性症 | 9. 脊柱管狭窄症 |
| 10. 早老症 | 11. 多系統萎縮症 |
| 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | |
| 13. 脳血管疾患 | 14. 封塞性動脈硬化症 |
| 15. 慢性閉塞性肺疾患 | |
| 16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | |
- ※医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。



サービスの利用手続きと負担額



■介護サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業利用時の自己負担割合について

介護保険の負担割合は前年（4月から7月までは前々年）の合計所得金額により判定され、利用したサービスの1割、2割、または3割を負担することになります。

要介護（要支援）認定、総合事業対象者確認を受けている方については、介護保険被保険者証とは別に介護保険負担割合証が交付されます。サービス

を利用される方は、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に毎月提示してください。

利用者負担額の助成

居住費・食費の負担軽減（国）

要介護（要支援）認定を受けて介護保険施設（短期入所を含む）に入所・入院しており、利用者負担段階第1段階から第3段階②までに該当する方は、申請により1日あたりの居住費・食費の自己負担額に上限額（負担限度額）が設けられます。

利用者負担段階	利用者負担段階の基準
第1段階	老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方、生活保護受給者
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が80万円以下の方
第3段階①	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が80万円超120万円以下の方
第3段階②	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が120万円超の方

上記の認定基準に該当する方でも、次の方は対象となりません。

- 配偶者が住民税課税の場合（住民票上別の世帯の配偶者も含む）
- 預貯金や有価証券等の金額が以下の基準を超える場合

第1段階	単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下
第2段階	単身 650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階①	単身 550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階②	単身 500万円以下、夫婦1,500万円以下

■武藏野市介護保険利用者負担額助成事業

●対象となるサービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問介護部分のみ）、総合事業における訪問型サービス（一部対象外）、基準該当訪問介護

●対象となる方

住民税非課税世帯に属する方で、介護保険料を滞納していない方（生活保護受給者等は対象外）

●助成額

利用者負担額10%のうち半額（5%分）

■高額介護（介護予防）サービス費・高額介護予防サービス費相当事業費の支給

1カ月に利用した介護サービスにかかる利用者負担額（住宅改修費・福祉用具購入費を除く）が、所得に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた分を後日支給します（同一世帯内に複数のサー

ビス利用者がいる場合の利用者負担額は、合算されます）。

上限額

区分	上限額（月額）
課税所得690万円以上の方	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円
住民税課税世帯で課税所得380万円未満の方	44,400円
住民税非課税世帯の方	24,600円
○「課税年金収入額」+「合計所得金額」-「公的年金等に係る雑所得金額」が80万円以下の方	個人15,000円
○老齢福祉年金を受給している方	個人15,000円
生活保護の被保護者	個人15,000円
15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	15,000円

保険料

■第1号被保険者（65歳以上の方）

〈算出方法〉 介護保険料は市が3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき定められます。

〈納入方法〉

原則として年金額が年額18万円以上の方は年金から引き落としされ、それ以外の方は納付書または口座振替で納めていただきます。年金引き落としが優先されるため、納付方法を選択することはできません。

■第2号被保険者（40歳～64歳の方）

〈算出方法〉

保険料の計算方法は加入している医療保険者ごとに異なります。詳しくは各医療保険者へお問い合わせください。国民健康保険に加入されている方は保険年金課（☎60-1835）へお問い合わせください。

〈納入方法〉

医療保険に上乗せして納めます。

・社会保険：保険料の半分は原則として事業主が負担します。また、保険料の算定方法は各健康保険組合によって異なります。

・国民健康保険：保険料は所得等に応じて算定され世帯主が納めます。保険料の算定方法は、各市区町村によって異なります。



高齢者

高齢者のくらしに関する制度・サービス等

在宅介護・地域包括支援センター

在宅介護等に関するさまざまな相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行います。また基幹型地域包括支援センターと連携して介護予防サービスに関する支援や相談を行います。地域住民の身近な相談窓口として市内6カ所に開設されています。来所による相談はもちろん、電話や訪問による相談にも応じます。

名称	住所・電話番号	担当地区
ゆとりえ	吉祥寺南町4-25-5 ☎ 72-0313	吉祥寺東町、 吉祥寺南町、 御殿山1丁目
吉祥寺本町	吉祥寺本町4-20-13 ☎ 23-1213	御殿山2丁目、 吉祥寺本町
高齢者 総合センター	緑町2-4-1 ☎ 51-1974	中町、西久保、緑町、 八幡町
吉祥寺 ナーシング ホーム	吉祥寺北町2-9-2 ☎ 20-0847	吉祥寺北町
桜堤 ケアハウス	桜堤1-9-9 ☎ 36-5133	関前、境、桜堤
武蔵野赤十字	境南町1-26-1 ☎ 32-3155	境南町

※高齢者総合センターは大規模改修工事のため、令和6年7月頃から令和7年7月頃まで仮設施設(中町2-15-14)に移転予定です。

基幹型地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、虐待の早期発見・防止、ケアマネジャー支援を行います。また、各地域の在宅介護・地域包括支援センターも総合的な相談をお受けしています。

生活支援・見守りサービス

問 高齢者支援課 ☎ 60-1846

■高齢者なんでも電話相談 ☎ 36-2123

専門職の相談員がお話を伺い、武蔵野市のサービスや窓口をご案内します。武蔵野市在住の高齢者に関するご相談であれば、どなたでもご利用いただけます。※医療・健康に関する相談を除きます。

■高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー)

ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属するおむね65歳以上の方が急病等で一時的に支援が必要な場合にヘルパーを派遣します。

■高齢者安心コール

65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方(世帯の状況からひとり暮らし相当とみなす場合を含む)に専門職が毎週電話をして安否確認を行います。また必要に応じてあらかじめご登録いただいた緊急連絡先へ連絡等を行います。

■家族介護用品の支給

要介護3・4・5で、市民税非課税世帯に属している高齢者を在宅で介護している家族の方(ひとり暮らしの場合は本人)に紙おむつ等(月額9,000円が上限)を支給します。

■緊急通報装置の貸与

65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、慢性疾患がある等、日常生活を営むうえで注意を要する方を対象に、非常時に受信センターに通報ができる、自宅用通報器とペンダント式押しボタンをお貸します。

■食事サービス

おむね65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、買い物や炊事が困難な方に、地域ボランティアが昼食をお届けします。

■寝具乾燥および消毒サービス

65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で、要支援・要介護認定を受けていて心身の状況により寝具の衛生管理が困難な方のお宅を訪問し、専用車により寝具の乾燥および消毒を行います。

■訪問理容・美容サービス

問 市民社会福祉協議会 ☎ 23-0701

65歳以上で在宅の要介護3・4・5の認定を持つ寝たきり、またはこれに準じる状態で、外出が著しく困難な方に年5回を上限に、訪問による理美容サービスを提供します。

■家具転倒防止金具等の取付

65歳以上の単身または高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1・2級の方、東京都愛の手帳1・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方がいる世帯に対し、家具4台(1家具につき金具等2

種類)までの転倒防止金具等を無料で取り付けます。

■在宅高齢者訪問歯科健診

おおむね65歳以上で、寝たきり等のために歯科通院が困難な在宅の方に歯科医師が訪問の上、歯科健診相談・指導を行います。

■家族介護慰労金の支給

過去1年間に、要介護4・5の高齢者を、介護保険サービス(年7日までのショートステイを除く)を利用せず、病院等への長期(90日以上)の入院なしに在宅で介護してきたご家族に慰労金(10万円)を支給します(高齢者・家族ともに市民税非課税世帯に限る)。

認知症相談等

問 高齢者支援課 ☎ 60-1846

■面談または電話による相談

豊富な相談経験のある専門の相談員が、認知症への不安を抱えているご本人やご家庭で認知症の方を介護されている方へのアドバイス、ご家族の負担を軽減できるようなサービス等のご案内、情報提供を行います。 ➤ 15ページ参照

■認知症見守り支援ヘルパーの派遣

認知症の症状がある高齢者に、見守り、話し相手、散歩の付き添い等の支援を行います(身体介護・家事援助は除く)。

■はいかい探索端末機の貸与

認知症等によりはいかい行動のみられる在宅高齢者およびその介護者に、はいかい時に位置の探索ができる端末機をお貸します。介護保険の第2号被保険者も対象になります。

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

問 権利擁護センター ☎ 27-5070

(吉祥寺北町1-9-1、2階)

■総合相談事業

権利擁護センターでは、市民の皆様の権利を守るために、権利擁護に関わる総合相談や普及啓発、弁護士による法律相談、苦情相談等を行っています。

■つながりサポート事業

身近に頼れる親族のいない高齢者の方が、安心して在宅生活を継続するために、必要なサービスを

提供します。定期的なソーシャルワーカーの訪問、電話相談他、入退院時の対応や没後支援サービスを実施します(利用料金がかかります。詳しくはお問い合わせください)。

■権利擁護事業

判断能力が不十分なために、権利を侵害されるおそれのある認知症高齢者、知的・精神障害者の方の生活・財産を守るために、地域福祉権利擁護事業、成年後見人等受任事業等、法律に基づいた権利擁護に関わる事業を行っています(詳しくはお問い合わせください)。

問 成年後見利用支援センター ☎ 27-1238

(吉祥寺北町1-9-1、2階)

■成年後見に関する相談

成年後見制度に関する相談のほか、申立支援や後見人支援等を実施しています。

問 生活自立支援センター ☎ 66-2801

(中町2-12-8武蔵野マンション105)

■生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、社会制度やサービスを活用し、ご本人の自立に向けた伴走型の支援を行います。

【その他】

介護保険関連事業、高齢者総合センター、北町高齢者センターの管理運営等を実施しています。

移動に関する支援

■レモンキャブ(移送サービス事業)

問 市民社会福祉協議会 ☎ 23-0701

(吉祥寺北町1-9-1、1階)

タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障害のある方の外出をドア・ツー・ドアで支援するため、地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転する移送サービスを実施しています。事前登録制のため利用までに時間がかかることがあります。また利用できる方の要件があるため利用を希望される場合は必ず事前にお電話ください。



体を動かしたい

■地域健康クラブ ➔ 81ページ参照

問高齢者総合センター ☎51-1975

■不老体操

問高齢者支援課 ☎60-1846

●対象：60歳以上の方で体操・入浴等がご自分でできる方

●内容：市内の公衆浴場やコミュニティセンター等で午後2時から(一部開始時間が異なる会場あり)高齢者向け体操を行います。浴場のみ体操後に無料で入浴できます。

■シルバースポーツ大会

問高齢者支援課 ☎60-1940

●対象：おおむね60歳以上の市民
高齢者のスポーツ活動の普及と健康増進、交流を目的として、10月に実施します。

■武蔵野総合体育館ゴールドカード ➔ 59ページ参照

問武蔵野総合体育館 ☎56-2200

65歳以上の市民は総合体育館・温水プール等の個人使用料が100円になります。

■シルバースポーツランド

問武蔵野総合体育館 ☎ 56-2200

総合体育館で実施する高齢者を対象にしたスポーツ教室(ワンデーレッスン)です。

●対象：おおむね60歳以上の方

●日時：水曜日午前10時～11時30分

上記の他にも、さまざまな教室にご参加いただけます。

高齢者地域生活支援事業

問吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センター

☎23-1281(吉祥寺本町4-20-13)

吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センターにおいて、市の補助事業として以下の事業を実施しています。介護保険外事業のため、介護保険認定を受けていない方でもご利用できます。

〈デイサービス〉

●内容：昼食、体操、入浴、趣味・生きがい活動
(書道・絵手紙・手工芸等)

●対象：おおむね65歳以上の方

●費用：日額300円(材料費は実費)、昼食500円、
入浴(介助付)700円

〈ショートステイ〉

●内容：家族の介護負担軽減および本人の不安軽減等のために、短期間の利用ができます。

●対象：65歳以上の高齢者および18歳以上の身体障害者で身の回りのことを概ね自立て行うことができる方(軽度認知症の方の利用可)

●費用：日額6,000円(税込、朝・昼・夕食・入浴含む)

■ホームヘルプセンター武蔵野

問☎23-2611(吉祥寺北町1-9-1、2階)

高齢者や障害者の方に、居宅での日常生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣を行っています。

高齢者の施設 (老人ホーム等)

軽費老人ホーム

60歳以上で、経済的な理由や環境、住居等の事情により居宅での生活が困難な方が対象。

※本人の収入に応じて費用負担があります。

軽費老人ホーム(A型) 東京老人ホーム泉寮

西東京市柳沢4-1-3 ☎ 042-461-2230

ケアハウス

60歳以上で、環境、住居等の事情により居宅での生活が困難な虚弱な方で、市内に3年以上居住している方が対象。

※本人の収入に応じて費用負担があります。

桜堤ケアハウス 桜堤1-9-9 ☎ 36-5122

有料老人ホーム

問全国有料老人ホーム協会(入居相談室)

☎03-3548-1077

(中央区日本橋3-5-14、アイ・アンド・イー日本橋ビル7階)

介護老人保健施設

要介護1～5と認定された方が対象。

在宅で生活することを目的として、リハビリテーションや看護等の医療ケアと介護を受けながら、施設に一定期間入所して生活します。

認知症高齢者グループホーム

要支援2以上の認知症の方が対象。家庭的な雰囲気の中で専門スタッフの援助を受けながら少人数(5～9人)で共同生活をします。

光風荘 関前3-4-17 ☎ 60-5055

マザースホームだんらん武蔵境 境4-8-1 ☎ 27-7433

たのしい家武蔵境 境南町4-11-3 ☎ 39-7521

養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、経済的理由や環境・住居の事情等により居宅での生活が困難な方を市が措置する施設です。収入が一定額以下の方が対象。※本人および家族の収入・所得に応じて費用負担があります。

ハウスグリーンパーク 緑町2-3-21 ☎ 37-1122

あんず苑 境1-18-5 ☎ 36-6262

あんず苑アネックス 境1-19-20 ☎ 36-3655

サンセール武蔵野 桜堤1-9-7 ☎ 27-8212

花水木 調布市深大寺北町4-17-7 ☎ 042-441-1221

小金井あんず苑 小金井市前原町5-3-24 ☎ 042-388-7511

太郎 三鷹市下連雀4-2-8 ☎ 76-6636